

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定につきまして、提案説明申し上げます。

今回の改正につきましては、多度津町文化財保護条例は、本来、文化財保護法及び香川県文化財保護条例の規定に基づき、法や県条例で対応できない細かいこと、すなわち多度津町所在の文化財の特徴に即したものとなるべきものであります。

時代の変化等に伴い、文言の不備であったり、文化財の防災への対応や未指定文化財への配慮等も求められている現状を踏まえ、条例を精査したところ、個々の事案に対する条例の根拠を明確にするため、条例の全部を改正し、本町の文化財保護の体制を整備しようとするものです。

第1条で目的、第2条で定義に始まり、指定要件、周知、解除、所有者の管理義務や保存に係る補助等について、明記いたしました。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とするものであります。

以上で、まことに簡単ではありますが、議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。